

<報道発表資料>

令和8年9月30日

**「ストップ！滞納」税金の滞納は許しません
－10月から12月は県税・市町村税 滞納整理強化期間です－**

大多数の方は期限内に納税されていますが、ごく一部の方が滞納している状況にあります。税金の滞納は、期限内に納税していただいている方との公平を欠くものです。「公平な徴収」に対する納税者の信頼を確保するため、地方税（県税・市町村税）の滞納整理を一層推進するとともに、新たな滞納を防止しなければなりません。

県と県内全63市町村では、「ストップ！滞納」を合言葉に「県税・市町村税 滞納整理強化期間」（令和8年10月～12月）を設定し、滞納整理を進めます。

1 取組の概要

納税できるにもかかわらず納税しない滞納者に対する差押えや「県・市町村不動産共同公売」など、県と県内全市町村が集中的に滞納整理を実施します。

また、これらの取組を周知することにより新たな滞納発生の防止を図ります。

2 主な取組

○勤務先や取引先への照会

○給与・売掛金などの債権を中心とした差押え

○県と市町村による不動産共同公売の実施

※県・市町村不動産共同公売 入札実施日

西部地域 令和8年10月7日（水曜日）～10月20日（火曜日）

東部地域 令和8年10月8日（木曜日）～10月21日（水曜日）

北部地域 令和8年10月9日（金曜日）～10月22日（木曜日）

南部地域 令和8年10月9日（金曜日）～10月22日（木曜日）

参考

○地方税収入未済額（県及び県内市町村計）

約234億円（令和7年度決算（速報値）：対前年度比で約1億円減少）

○県ホームページ

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0210/taimouseirikyoukakikan.html>)